動 華等安全性能評価実施要領 (案)

自

(この告示の趣旨 この告示は、

自動車及び年少者用補助乗車装置

(以下「自動車

第

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路 規則 運送車両法 るための実施要領を定めるものとする。 等」という。)の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表す (用語の定義) (昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基 (昭和二十六年法律第百八十五号)、道路運送車両法施行

次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた

(昭和二十六年運輸省令第六十七号) に定めるところによる。

児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置(以下「幼児用シ 用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼 において同じ。)、インパクト・シールド、補助シート及び年少者 装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート 席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。 ・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号 インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動を防止 いて同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(幼児を着 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって ト」という。 以下この号に

三~十三 (略)

十四四 数をいう。 「脛骨指数」とは、 ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指

平成一 十五五 年度自動車等安全性能評価実施要

領

(この告示の趣旨)

第一条 施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。 乗車装置(以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実 この告示は、 平成二十五年度における自動車及び年少者用補

(用語の定義)

第二条 規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基 運送車両法 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) に定めるところによる。 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、 (昭和二十六年法律第百八十五号) 、道路運送車両法施行 道

(略)

次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。 「年少者用補助乗車装置」とは、 国土交通大臣の指定等を受けた

児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置(以下「幼児用 用ベルト又は年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼 装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート 席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。 において同じ。)、インパクト・シールド、補助シート及び年少者 ・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。 おいて同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(幼児を着 インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動を防 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであ ト」という。 以下この号に 以下この号 って

三~十三 (略)

十四四 す指数をいう。 「脛骨指数」とは、 ダミーの首の部分に加わる傷害の程度を示

十五~二十三 (略)

わる傷害の程度を示す指数をいう。 ミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダ

二十六 「ターゲット一十五~三十五 (略

う。 三十六 「ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる車両模型をい

(試験自動車等の選定に関する事項)

第三条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であったとができる。

の製作者等から評価の申出があった年少者用補助乗車装置についても補助乗車装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置間の出荷台数等を勘案して第五条第一項の評価の対象とする年少者用市場において販売されているものの中から、その時点の直近一年六月国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、毎年九月末時点に

(自動車の評価)

選定することができる。

る事項を確認することにより行うこととする。の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げ第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表

略

-五~二十三 (略)

をいう。
ミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される脛骨指数二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダ

二十五~三十五 (略)

(新規)

(試験自動車等の選定に関する事項)

第三条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であっ第三条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって

ついても選定することができる。 乗車装置の製作者等から評価の申出があった年少者用補助乗車装置に乗車装置の製作者等から評価の申出があった年少者用補助乗車装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助年少者用補助乗車装置の当ち、その時点の直近末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十五年九月

(自動車の評価)

る事項を確認することにより行うこととする。の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げ第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表

一~十四 (略)

第五条~第九条 (略)	十七 予防安全性能	十六 車線逸脱警報装	動制御装置性能 制		
	の試験の試験	線から逸脱させる試験キロメートル毎時又は七十メートル毎時又は七十	乾燥した路面において大ートル毎時から六十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時までデットの後面に垂直ーゲットの後面において		
	標標 標 標 で被害軽減制動制御 を脱警報装置性能試験 のでき総合的な予防安全 性能を示す二段階の指 性能を示す二段階の指	からの逸脱距離車線逸脱警報装置作動	試験自動車の衝突速度		
第五条~第九条 (略)	(新規)	(新規)	(新規)		